

# 子ども・子育て支援ニーズ調査にご協力ください

深秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃は徳島市の児童福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての子どもが等しく質の高い幼児期の教育・保育を受けられる環境整備を進めるための基本指針となる「徳島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から令和元年度の第1期を経て、令和2年度からの5年間の第2期においてもさまざまな子ども・子育て支援に関する施策を推進してまいりました。

このような中、令和7年度からスタートする次期計画の策定に向けた取り組みを開始するにあたり、保護者の皆様の子ども・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などをお伺いし、次期計画に反映させることを目的に本調査を実施することといたしました。

また、次期計画につきましては、「徳島市子ども貧困対策推進計画」を内包した形で進めてまいりたいと考えております。

つきましては、皆様方にはお忙しい中お手数をおかけいたしますが、本調査の趣旨をご理解いただきまして、本市が子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図り、将来を担う子どもたちのよりよい教育・保育環境の整備を推進するための重要な資料とするため、どうか本調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年11月

徳島市長 内藤 佐和子

## 調査票の記入について

- 子ども・子育て支援ニーズ調査（以下「本調査」という。）は、市内にお住まいの小学校就学前のお子さん（平成29年4月2日以降生まれ）がいらっしゃる保護者の方の中から、2,000人を無作為抽出して実施するものです。
- 本調査の記入にあたっては、**令和5年11月1日現在**の状況を質問用紙に直接ご記入ください。
- 本調査で回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の実際の利用の可否を確認・決定するものではありません。
- 本調査の結果は、上記の目的以外には使用せず、また、個々に調査票を公表することはありません。また、調査の回答はすべて統計的に処理し、個人を特定されることはありませんので、率直なご意見をお書きください。
- 記入された調査票は、**令和5年11月30日（木）まで**に、同封の返信用封筒でご返送ください。

### 【本調査のお問合せ先】

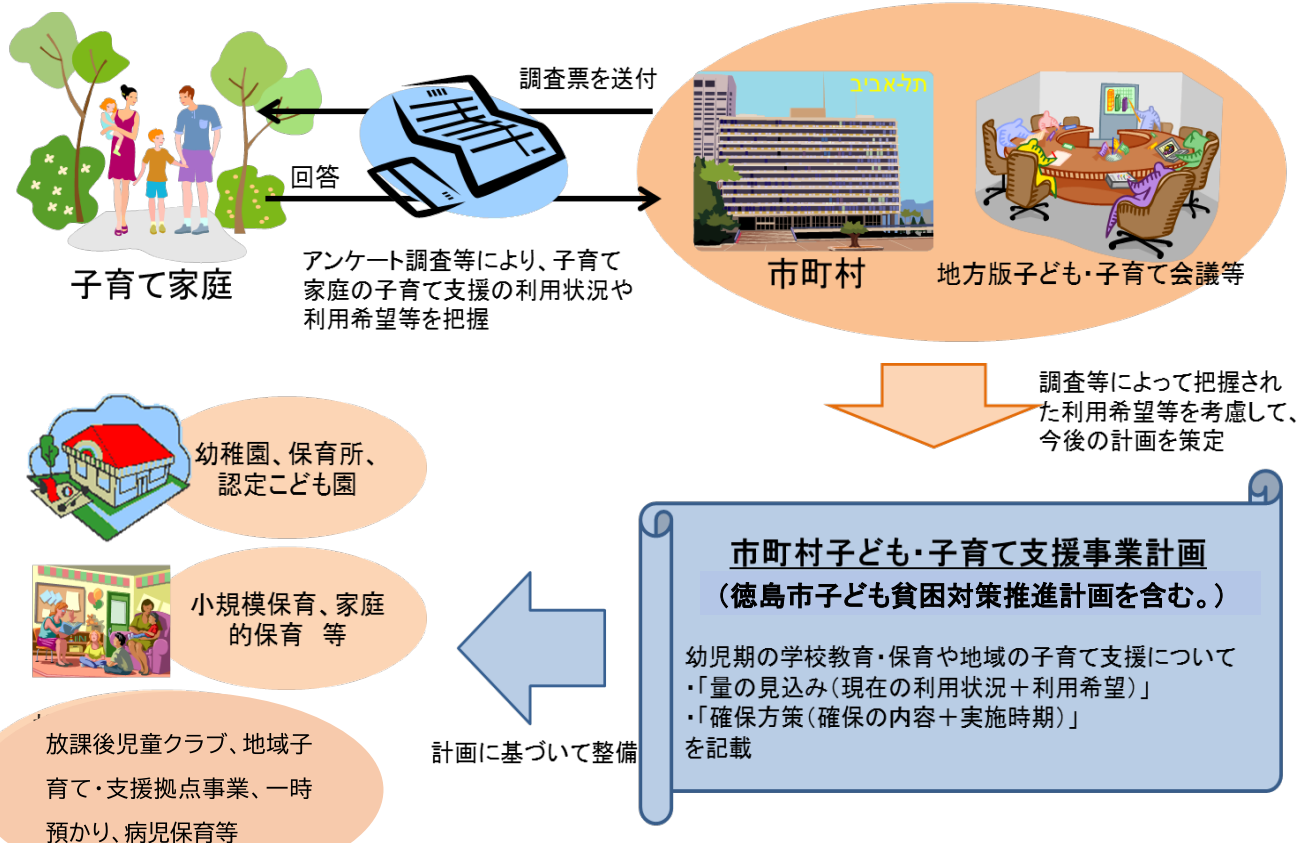
徳島市子ども未来部子ども政策課

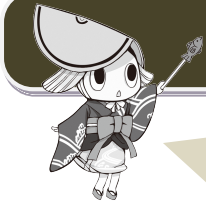
TEL 088-621-5240（平日 8:30～17:00）

## 子ども・子育て支援新制度とニーズ調査について

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがいのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方のもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提として、保護者が子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子供の成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

### いただいたご回答・ご意見は徳島市の子育て支援の充実に生かします





## 徳島市における教育・保育事業の実施状況

徳島市では、以下のような教育・保育事業を実施しています。  
本調査への回答に当たっては、これらの情報も参考にしながらお答えください。  
なお、それぞれの事業などについて、もっと詳しくお知りになりたい方は、子育てガイドブック「さんぽ」のページをご覧ください!!

【ホームページ URL】

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/ikuji/guidebook\\_sanpo.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kosodate/ikuji/guidebook_sanpo.html)

サービス名	サービスの概要	対象者	利用可能時間	利用料
市立・私立認定こども園 (通常教育・保育事業)	幼稚園的機能と保育所的機能を合わせ持ち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する事業。	小学校就学前の子ども	(施設により異なる) 平日・土曜 最長 7:00～19:30	(0～2歳) 0～59,000円
市立・私立認可保育所(園) (通常保育事業)	保護者の就労等により保育が必要な場合に子どもを預かり、乳幼児期からの保育(養護と教育)を提供する事業。	保育の必要な小学校就学前の子ども	(施設により異なる) 平日・土曜 最長 7:00～19:30	(0～2歳) 0～59,000円
市立・私立認定こども園・認可保育所(園) (延長保育事業)	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を概ね30分以上延長して子どもを預かる事業。	保育の必要な小学校就学前の子ども	(施設により異なる) 最長 19:30 まで	【市立保育所】 定額 2,000円/月 随時 200～300円/日 【私立認定こども園・認可保育所(園)】施設により異なる
地域型保育施設	原則として3歳未満の子どもを対象とした、小規模(19人以下)な保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業の4事業の総称)。	原則、保育の必要な0～2歳の子ども	施設により異なる	(施設により異なる) (0～2歳) 0～59,000円
認可外保育施設	保育施設としての認可は受けていないが、県への届出を行った上で、通常保育、一時預かり、夜間保育等の保育サービスを提供する事業。	主に小学校就学前の子ども	施設により異なる	施設により異なる
企業主導型保育事業	企業等が設置した従業員の子どもを預かる認可外保育施設で、地域の子ども(地域枠)が利用できる施設もある事業。	保育の必要な小学校就学前の子ども	施設により異なる	施設により異なる
市立幼稚園	小学校以降の学習や生活の基盤を作るため、市立幼稚園で子どもを預かり、就学前の幼児教育を提供する事業。	(施設により異なる) 3～5歳児	平日 8:30～14:30	無料
市立幼稚園の預かり保育	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、降園時間後や長期休業時に、市立幼稚園(夏季休業時は拠点園で実施)で子どもを預かる事業。	市立幼稚園に通う幼稚園児のうち保育の必要な子ども	施設により異なる	【平日】 (午後保育日) 200円/回 (午前保育日) 400円/回 【長期休業期間】 (全日利用) 500円/回 (午前利用) 400円/回 (午後利用) 400円/回
私立幼稚園	小学校以降の学習や生活の基盤を作るため、私立幼稚園で子どもを預かり、就学前の幼児教育を提供する事業。	(施設により異なる)検定に合格した3～5歳児	施設により異なる	施設により異なる
私立幼稚園の預かり保育	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な場合に、降園時間後や長期休業時に、私立幼稚園で子どもを預かる事業。	私立幼稚園に通う幼稚園児のうち保育の必要な子ども	(施設により異なる) 14:30～18:30 前後	施設により異なる

サービス名	サービスの概要	対象者	利用可能時間	利用料
ファミリー・サポート・センター	育児の応援を依頼したい人と育児を応援できる人が会員として登録し、保育所や幼稚園の送迎等の相互援助を行う事業。	小学生までの子どもを養育しており会員登録している方	7:00～21:00 ※その他の時間帯は要相談	【月～金の7～21時】 700円/時間 【上記以外の時間帯】 800円/時間 ※R6.1月から500/時間に 変更予定
ホリデイ保育	保護者の就労等により、日曜・祝日に家庭での保育ができないような場合に、保育所(園)で子どもを預かる事業。	1歳から小学校就学前までの保育所(園)入所児童	8:00～18:00	1,800円/日(昼食含む)
病児保育	子どもが病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、小児科などに併設された施設で子どもを預かる事業。	病気中や病気の回復期にある概ね10歳未満の子ども	(施設により異なる) 平日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00	1,800円/日 ※昼食代及び診察代は別途
一時預かり事業	疾病等の緊急時及び育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に認定こども園や保育所(園)で子どもを預かる事業。	一時的に保育の必要な小学校就学前の子ども	平日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00	1,800円/日(昼食含む)
短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者の疾病等により、子どもの養育が困難になった際、児童福祉施設において子どもを預かる事業。	保護者の疾病、看護、災害などにより家庭での養育が困難になった子ども	7日以内	2歳未満 2,360円以内/日 2歳以上 1,840円以内/日
夜間養護等(トワイライト)事業	保護者の就労等により、夜間に保護者が不在となる場合に、児童福祉施設で一時的に子どもを預かる事業。	一時的に夜間の保育に欠ける2歳以上の子ども	概ね18:00～	750円以内/日(夜間) 1,350円以内/日(休日)
地域子育て支援拠点事業	認定こども園・保育所などを活用して育児に関する相談や情報の提供を行うほか、子育てサークル養成のための講習会などを企画・運営する事業。	子ども及びその保護者 ※対象年齢は施設により異なる	施設により異なる	無料 ※ただし一部施設で提供する 託児サービスの利用は有料
放課後子供教室	地域の方々の協力を得て、放課後に小学校で学習・スポーツ・文化活動などを体験する事業。	小学生	(施設により異なる) 平日 14:30～16:30	無料
放課後児童クラブ(学童保育)	保護者が就労等により昼間、家にいない場合などに、指導員の下、子どもに放課後における生活の場を提供する事業。	保育の必要な小学生	平日 原則として下校時～概ね19:00頃まで 土曜日・長期休暇等 原則として7:30頃～19:00頃まで	施設により異なる ※概ね9,000円/月
児童館	児童の遊びの場として、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている施設。	概ね中学校3年生までの子ども及びその保護者	平日 9:30～18:00 土曜日 10:00～17:00	無料
子ども家庭総合支援室(子育て世代包括支援担当)	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等やニーズに対して円滑に対応するため、保健師等が相談支援等を行う事業	妊産婦、乳幼児(就学前)とその保護者	平日 8:30～17:00	無料